



夏真っ盛りになり、海水浴へ行かれる方も多いのではないのでしょうか お盆過ぎあたりから気をつけなければならないのがクラゲ
 毒性の強いものでは、ショック状態に陥り、死に至る場合もあるので注意が必要です。実際にクラゲに刺された時には適切な対処が必要
 です。傷口は海水でよく洗浄したあと、市販の消毒薬や酢で速やかに消毒しましょう（真水は、毒が回る恐れがあるので絶対 NG で
 す）。また、酢が有効ですが、カツオノエボシには逆効果になるのでご注意ください！

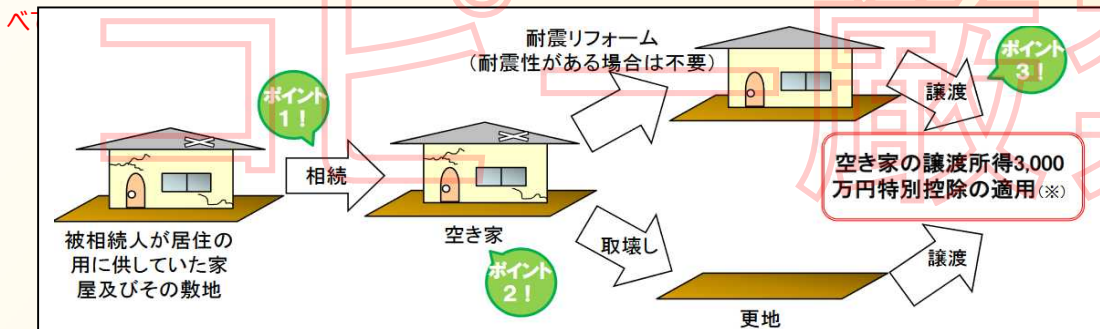
税制改正
POINT

最大 3 千万円の控除特例が新設

2016 年度（平成 28 年度）税制改正で、相続した空き家を売却した場合の所得税の軽減措置「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が、新設されました。従来の「譲渡所得の 3,000 万円の特別控除」は、所有者自身が生活の拠点として利用していた家屋の売却が前提でしたが、2016 年 4 月からは、相続した空き家を売却する場合でも、3,000 万円の特別控除の特例が適用されることになります。

概要

相続日から起算して 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土



<国土交通省 HP より>

☆ 本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得 = 譲渡価額 - 取得費（ポイント 2 5%（※）） - 譲渡費用（除却費用等） - 特別控除 3,000 万円

（※）取得費が不明の場合、譲渡価額の 5% で計算

特例の適用対象となる家屋

- ① 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物は除外）
- ② 相続の開始の直前において被相続人の用に供されていたものであること
- ③ 相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものであること
- ④ 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと

特例の適用対象となる譲渡

- ① 譲渡価額が 1 億円以下
 - ② 家屋を譲渡する場合、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合するものであること
- »»» 耐震改修を行い新耐震基準に適合する建物として売却するか、家屋を取り壊して土地だけ売却する必要があります。

【 台風で損害を受けたときの所得控除 】

台風などの災害で資産に損害を受けたときや、その災害に関してやむをえず金銭を支出した時は、一定の金額の所得控除（雑損控除）を受けられます。

☆対象

震災、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然災害。害虫などの生物による異常災害。火災などの人為による災害。また、盗難や横領にあったときも同様に雑損控除が受けられます（詐欺や恐喝は対象外）。

☆控除額



「差引損失額－総所得金額等×10%」

「差引損失額のなかで災害関連支出の金額－5万円」

»»»のうち、**大きい額**

POINT

差引損失額は、損害金額と災害関連支出の合計から、保険金で補填された額を差し引いた額です。

〈定時決定で確定した標準報酬月額はいつ改定?〉

算定基礎届提出により新しく決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって **10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されること**になります。

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月分は9月支給の給与から控除になりますので、ご注意ください。

＊少額減価償却資産の特例要件変更

1点あたりの取得価額が30万円未満、合計300万円までの少額資産を一括して損金算入できるこの特例ですが、これまでの適用条件である「資本金1億円以下の中小企業」に加え、「従業員数1000人以下」であることが必須となりました。

この適用対象者を見直したことにより、適用期間が2年延長されました（平成29年度末まで）。

＊お中元に5千円特例は使える?

お中元の贈答は税務上、交際費として処理しますが、5千円特例の対象外となっているので注意が必要です。

＊医療費控除になります!

コンタクトレンズや眼鏡の購入費用は原則として医療費控除の対象外ですが、**治療に伴って購入が必要になる場合は控除対象**になります。具体的には、角膜矯正法に関連して購入するコンタクトレンズになります。

＊HPのお知らせ＊

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/> ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪

フィッシュ線



珍しい線。あらゆる災難から守られます。ラッキー線です。

ソロモン線



様々な幸せを呼ぶと言われる線。リーダーの素質がありそう。

ファミリーリング



この線があるあなたはとっても家族思い。家庭に恵まれます。

引き立て線



色々な人に助けられる線。周りの人を大切にしましょう。



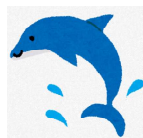
優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

☐ukz@uk-g.co.jp ☐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。